

奈良県森林クラウドシステム導入検討業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和7年2月27日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

奈良県森林クラウドシステム導入検討業務

### (2) 業務の目的

本業務は、奈良県地理情報システムに搭載しているデータを奈良県版森林クラウドシステム（以下、「新システム」という。）へ移行するとともに、紙媒体やその他のツールを用いて管理・手続きされている各種行政手続等（届出・許可申請、受理、承認、通知）について、新システムを介した電子申請により行うためのシステム導入可否及び他システムとの連携方法を検討し、新システム導入に必要な基礎調査及びシステム要求事項等を整理することを目的とする。

### (3) 業務の内容

- ①計画準備
- ②システム要求事項整理
- ③情報収集・整理
- ④移行対象データ調査・整理
- ⑤他システム連携検討・整理
- ⑥その他

### (4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する「奈良県森林クラウドシステム導入検討業務仕様書」に示すところによるものとする。

### (5) 委託上限額

12,760,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※当該予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当県は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

### (6) 履行期間

契約締結日から令和7年12月22日（月）までとする。

## 2 応募資格

本委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であ

ること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 金融機関からの取引停止を受けていない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定を受けた者については、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q2」電算業務で登録されている者（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点（令和7年3月28日午後4時30分）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）であること。
- (10) 平成31年度（令和元年度）以降において、国または地方公共団体と本件業務と同類業務（クラウド型GISシステムもしくは林政手続の電子申請機能を有する森林GISシステムの構築関係業務）の履行実績を有する者であること。
- (11) 管理技術者として、下記資格または実績を1つ以上有する者を配置できる者であること。
  - ①文部科学省認定「技術士（森林部門）」
  - ②一般社団法人日本森林技術協会認定「森林情報士」のうち「森林GIS1級」
  - ③公益社団法人日本測量協会認定「空間情報総括監理技術者」
  - ④経済産業省認定「情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリスト）」
  - ⑤経済産業省認定「高度情報処理技術者（スキルレベル4）」
  - ⑥平成31年度（令和元年度）以降に国または地方公共団体とクラウド型GISシステムもしくは林政手続の電子申請機能を有する森林GISシステムの構築関係業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (12) 担当技術者として、(11)①から⑤の資格または(11)⑥の実績を1つ以上有する者を配置できる者であること。
- (13) (11)(12)の技術者を各1名以上配置するものとし、技術者間の兼務は認めない。

### 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類の虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 4 手続等

##### (1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁分庁舎 5 階）  
奈良県 環境森林部 森林環境課 森林計画係  
TEL 0742-27-8047 FAX 0742-24-5004

##### (2) 業務説明書等の配布

令和 7 年 2 月 27 日（木）から令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 4 時 30 分までの間に、（1）の担当部署または「奈良県環境森林部森林環境課ホームページ」から入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時 30 分までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月 31 日奈良県条例第 32 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

##### (3) 参加表明書の提出

###### ①提出期限

令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 4 時 30 分（必着）

ただし、受付は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時 30 分までとし、県の休日を除く。

###### ②提出先

（1）の担当部署と同じ

###### ③提出物および提出方法

（2）により配布する業務説明書に示すところによる。

##### (4) 企画提案書の提出

###### ①提出期限

令和 7 年 3 月 28 日（金）午後 4 時 30 分（必着）

ただし、受付は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時 30 分までとし、県の休日を除く。

###### ②提出先

（1）の担当部署と同じ

###### ③提出物および提出方法

（2）により配布する業務説明書に示すところによる。

##### (5) 質問の受付

（2）により配布する業務説明書に示すところによる。

#### 5 受託者の特定

企画提案書を基に評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。

ただし、総得点が一定基準に満たない場合は受託者として特定しない。

#### 6 契約の締結

（1）5 により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5 により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

（2）契約の内容は、提出のあった企画提案書及び見積書のとおりとするが、県が認める場合についてはこれによらないものとする。

#### 7 契約の解除

（1）受託者の特定後、契約締結までの間に、受託者として特定された者について、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除するものとする。

- ①役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ③役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
  - ⑧契約締結後、受託者について上記①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、受託者は損害賠償金を納付しなければならないものとする。
- (2) 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等、実行委員会、契約の相手方いずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、契約を解除し、協議のうえ必要な措置をとることがある。また、契約を解除した場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えない。また、その際、契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければならない。

## 8 その他

- (1) 契約書の作成を要する。  
なお、電子契約も可能とし、希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を6（1）で示す契約締結の交渉完了後、4（1）の担当部署に提出するものとする。
- (2) 契約保証金については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによる。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (5) その他、詳細は「業務説明書」によるものとする。